

(提出先等)

1 この要綱に規定する様式の提出先及び提出部数は次のとおりとする。

(1) 提出先 文化産業局商工労働部商工課

(2) 提出部数

ア 施行規則様式第1 6部

イ 施行規則様式第2 2部

ウ 施行規則様式第3, 同第5, 同第6及び同第8 4~6部

エ 施行規則様式第4及び同第7 2部

オ 説明会開催計画書, 掲示による説明会の開催計画書, 説明会終了報告書, 説明会に代わる周知報告書 2部

カ 意見書 1部

キ 届出事項を変更しない通知書 3~6部(ただし, 添付書類等の変更がない場合は, 2部)

2 市長は, 新設の届出書又は変更の届出書に併せて, 届出者に対して, 添付書類及び指針記載事項等についての説明書を届出書と同部数求めるものとする。